

令和8年度保健事業実施計画書

赤平市市民生活課医療保険係

1 目的

赤平市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を軸に、被保険者の状況に対応した受診環境や保健指導体制の整備を図る。

特に、特定健康診査未受診者対策の実施により、人工知能を活用し特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに対象者に効果的な勧奨はがき通知や電話での受診勧奨を行う。また健診未受診者の動機付けと継続受診の意識付けとなるよう、健診受診者にごみ袋を交付し受診率の向上を図る。

(2) 各種検診・予防接種事業の推進

特定保健指導二次検査、20代・30代のための健診助成、がん検診助成事業、インフルエンザや高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種事業を行い、疾病予防を図る。

(3) 健康増進・普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

様々な工夫を凝らしながら、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発イベントや体力づくり・高齢者の活動支援等を実施する。

(4) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査 (特定健診)	<p>「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の発症や重要化予防を目的として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査項目で、効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。</p> <p>健診受診者には、ごみ袋を配布し健診受診につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度と令和8年度継続受診者 燃やせるごみ袋(20リットル×10枚)と生ごみ袋(3リットル×20枚) ・令和8年度受診者 燃やせるごみ袋(20リットル×10枚) <p>【目標受診率】 令和8年度 46%(第4期計画3年目)</p> <p>【対象者】 40～75歳以下の年齢に達する者</p>
特定保健指導	<p>「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者を対象として動機付け支援又は積極的支援等の生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>保健指導実施者には、燃やせるごみ袋(20リットル×10枚)を配布し保健指導の実施につなげる。</p> <p>【目標実施率】 令和8年度 21%(第4期計画3年目)</p> <p>【対象者】 動機付け支援・積極的支援の該当者</p>
特定健康診査未受診者対策	<p>特定健診対象者のうち未受診者に対し、人工知能を活用し特定健診データ等を分析し、分析結果をもとに対象者に効果的な勧奨はがき通知や電話での受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はがきによる受診勧奨 年2回(6月・8月) ・電話による受診勧奨 (9月)

事業名	内容
<p>生活習慣病重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防）</p> <p>【未治療者対策】</p>	<p>各種レセプトデータ、特定健診データ等进行分析し、対象者に対し医療機関への受診を促す通知による受診勧奨を行ったのち、電話・訪問等による保健指導を実施する。</p> <p>【対象者】 特定健診後、血圧、血糖、血中脂質、腎機能異常値で未治療者</p> <p>・はがき通知（7月）</p>
<p>生活習慣病重症化予防（糖尿病性腎症重症化予防）</p> <p>【中断者対策】</p>	<p>各種レセプトデータを分析し、分析結果を基に対象者に対し医療機関への受診を促す通知による受診勧奨を行ったのち、電話・訪問等による保健指導を実施する。</p> <p>【対象者】 高血圧症、糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病の医療中断者</p> <p>・はがき通知（7月）</p>
<p>特定保健指導二次検査事業</p>	<p>特定保健指導実施者に対し、保健指導終了時に二次検査を実施し、保健指導の評価およびモチベーション向上を図る。</p> <p>【二次検査内容】</p> <p>①メタボリックシンドローム検査 血糖、ヘモグロビンA1c（HbA1c）、中性脂肪、HDL・LDLコレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GTP</p> <p>②尿酸値検査</p>
<p>情報提供保健指導</p>	<p>生活習慣病の発症および重症化を予防することを目的に、特定健診の検査結果が保健指導勧奨値以上の者に対し、生活習慣病改善に関するリーフレットを送付するとともに、訪問による保健指導を行う（特定保健指導対象者は除く）。</p>
<p>20代・30代のための健診</p>	<p>20～30歳代の被保険者に対して健診の受診機会を提供するとともに健診費用の一部を負担することにより、若年者からの受診の意識付けを行い、健康意識の向上を図る。</p>

事業名	内容
がん検診	<p>がん検診の受診率と精密検査受診率の向上が、がんの早期発見に重要となる。そうしたことから、休日検診の実施など受けやすい検診体制を整備し、がんに対する理解が深まるよう、がん検診の重要性などを市民や職域に向けて周知を図るほか、食生活や運動習慣などの生活習慣が、がんに及ぼす影響などについても周知を図る。</p> <p>第3期国民健康保険データヘルス計画において、肺がん検診に重点をおく。(令和6年度～令和11年度)</p>
がん検診助成事業	<p>がんの早期発見を目的とし検診費用の一部を助成する。</p> <p>【がん検診項目】 胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん</p>
健康増進・普及啓発事業	<p>市の介護健康推進課・社会教育課や関係機関、団体と連携し、健康づくりの啓発や高齢者の活動支援、体力づくりのための軽スポーツの励行や組織育成等を通じ、被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市民スマイルウォーキング ② 赤平軽スポーツ大会 ③ ニューススポーツ大会 ④ 一般水泳教室 ⑤ 運動教室 ⑥ 体力測定会 ⑦ 介護予防運動教室(まる元) ⑧ 赤平オリジナル歌体操「ラビカリズム」の普及 ⑨ 健康バンザイ展 ⑩ まちかど保健室 ⑪ 地域サロン・老人クラブ健康教育 ⑫ 広報健康ガイド ⑬ 食生活改善推進協議会の活動支援
重複・多剤服用者適正化勧奨事業	<p>不要な治療薬の処方が削減されることを目指し、レセプトデータを分析し、分析結果を基に対象者に対し医療機関若しくは薬局への相談を促す通知勧奨および、電話・訪問等による保健指導を行う。</p> <p>【対象者】 ・重複服薬：複数の医療機関から同一薬効の治療薬を重複</p>

事業名	内容
	<p>して処方されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多剤服薬：7種類以上処方されている方 ・はがき通知（8月）
<p>重複・頻回受診者対策事業</p>	<p>不必要な検査や処置が行われないよう重複・頻回受診者に対して、適正受診を促す通知勧奨および、電話・訪問等による保健指導を行う。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複受診者：同一診療年月内で、同一診療科のレセプトが2件以上 ・頻回受診者：同一傷病で、同一診療科の受診日数が15日以上 <ul style="list-style-type: none"> ・勧奨通知（8月～9月）
<p>医療費適正化推進対策事業</p>	<p>医療費通知と、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知により、被保険者ごとにかかった医療費をお知らせし、あわせて適正受診やジェネリック医薬品のリーフレットを同封し周知を行うことにより、制度や現状を理解していただいた上で、医療費の適正化の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知（年6回、12ヶ月分） ・ジェネリック医薬品差額通知（年2回、7月・11月診療分）
<p>インフルエンザ予防接種事業</p>	<p>インフルエンザの予防や重症化の防止を図るため、65歳以上の方（接種日当日75歳未満の者）に予防接種費用の一部を助成する。</p>
<p>高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種事業</p>	<p>肺炎や気管支炎などの予防のため、当該年度末に65歳に到達する方を対象に費用の一部を助成する。</p>

4 研修機会の確保

保健事業のレベルアップを図るため、保健事業従事者の研修機会を確保するものとする。

5 推進体制

保健事業の円滑な実施を図るための推進体制は、次のとおりとする。

